



互助組合に加入された 任期付教職員の皆様へ

● 互助組合とは

正式名称は「一般財団法人徳島県教職員互助組合」という団体で、事務局は徳島県教育委員会福利厚生課内にあります。互助組合は同じ課内にある公立学校共済組合徳島支部の組合員等で組織することになっており、共済組合加入時のみ互助組合に加入することができます。

事業内容としては、主に医療費給付など公立学校共済組合徳島支部の補完的な事業を行ったり、独自の事業としてはフルタイムの組合員へのカフェテリアプラン助成金の給付、学校や団体への助成金交付、教育文化舞台公演の開催など行っています。

詳しくは互助組合ホームページ (<http://www.toku-kyougo.or.jp>) や「教職員福利厚生のしおり」を御覧ください。

● 掛金は

(給料月額+教職調整額+地域手当) × 7 / 1000

※掛金の上限は2,100円です。

県費教職員の方は、給与明細の「互助(他)」の欄に控除金額が記載されています。(加入日によっては1月遅れで控除されることもあります。)

給料が月額以外の組合員の掛金は一律 700 円/月です。

● 正規教職員との 事業内容等の違いは

ほぼ正規教職員と同じ給付内容となります。

ただし、給料が月額以外の方(掛金月額700円の方)はカフェテリアプラン助成金のみ対象外です。

任期付教職員の方のカフェテリアプラン助成金申請について

任期付教職員かつ給料が月額の方はカフェテリアプラン助成金の申請ができます!

申し訳ございませんが、給料が月額以外の方(掛金月額700円の方)はカフェテリアプラン助成金の対象外となります。

* 任用期間により上限額、添付書類が変わってきますので御注意ください。

* 一会計年度につき申請できるのは1回限りです。

今年度の取扱(昨年度から変更なし)

昨年度及び当該年度における任用期間が申請時に1年以上である場合は辞令書などの写しの添付は不要。満額給付またはカタログ申請可能。(共済組合加入で互助組合のみの未加入であった期間がない方に限る)ただし、今年度からの任用で任用期間が1年以下の場合は辞令書等の写しの添付が必要であり、互助組合加入月数×1,000円の給付とする。

※年度途中で勤務校が変わった、互助組合未加入期間があるかも…など御不明の点がありましたらお問い合わせください。

〈注意事項〉

- ◆ 互助組合の加入・脱退は、共済組合の加入・喪失時(組合員証番号変更時)だけ可能です。
=任意での途中加入・脱退はできません。
- ◆ 互助組合に加入の方で、年度途中で退職された後に再度任用された方は、互助組合に加入するとみなします。
- ◆ その月に1日でも任用されていれば、掛金をいただいております。=1か月分申請可能
例: R5.5.31 から R6.1.18 まで任用 → 9か月分申請可能
- ◆ 互助組合加入期間内に活動及び支払いを完了したものが助成対象です。
- ◆ カタログギフトの申請ができる方
 - ・ 昨年度から1年以上組合員である方(かつ、共済組合加入で互助組合のみの未加入であった期間がない)
 - ・ 今年度12か月任用される見込みの方(辞令の写しの添付が必要)
 その他の方はカタログギフト申請はできません。

互助組合のホームページ、ぜひ御活用ください!

各種申請様式もダウンロードできる(一財)徳島県教職員互助組合のホームページを開設しております。

ホームページアドレス(半角小文字) <http://www.toku-kyougo.or.jp>

(「徳島県教職員互助組合」で検索しても出てきます。)